

## 吉野町子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、吉野町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 子ども子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町長の諮問に応じて本町の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び重要事項に関し、必要に応じて町長に建議することができる。

### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関係する事業に従事する者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 公募による町民
- (6) その他、町長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は非常勤とする。

### (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を各1人置き、委員の中から

互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委員の報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償並びにその支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年吉野町条例第3号）の規定を適用する。

(その他)

第9条 前各条に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他必要な事項は、子ども・子育て会議が町長の同意を得て定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。